

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の適用除外となる国及び物品の指定に係る基準を定めることとする。(関税暫定措置法施行令第 25 条関係)
2. その他所要の規定の整備を行うこととする。
3. この政令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとする。